



中小企業災害対策強化支援事業

この事業では、県内中小企業者等の皆様のBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）の実効性向上や災害対応力強化に資する取り組みを補助金と制度融資により支援します。

補助金 中小企業災害対応力強化支援補助金

交付申請の受付は先着順とし、予算が無くなり次第、公募を終了します

県内の事業所において、BCPの実効性向上や災害対策の強化を行っていく上で必要となる防災措置に要する経費を支援します。

対象者

県内の中小企業者のうち、県内に所在する事業所においてBCPの実効性向上や災害対応力強化のため必要な防災措置を行おうとする方
※BCP策定済み企業 または BCP策定に向けた取組みを進めようとする企業 が対象です。

補助率／上限額

補助率 1 / 2 以内 / 補助上限額50万円（下限30万円）
※防災措置等にかかる経費が60万円未満の事業は対象外です。

補助対象事業

- (1) 自家発電装置や蓄電池等の購入
 - (2) 従業員の安否確認システムの導入
 - (3) データバックアップサーバー、バックアップシステムの導入
 - (4) 土嚢、止水板、排水ポンプ等の購入
- など、BCPの実効性向上や災害対策強化に必要となる防災措置を補助対象とします。
- ※備蓄食料品や平時にも使用されうるもの（携帯、パソコン、除雪機等）は補助対象外です。**
- ※平成31年3月31日までに機器等の発注・設置・代金の支払いまでを完了していただく必要があります。**

お申込み・お問合せ先

鳥取県商工労働部商工政策課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7565 ファクシミリ 0857-26-8117 Eメール shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

実施要領・申請様式は鳥取県ホームページ（とりネット）からダウンロードできます。「鳥取県 BCP」で検索
（とりネット → ホーム → 県の組織と仕事 → 商工労働部 → 商工政策課 → 経済政策の企画・調査 → 事業継続計画（BCP））

さらに大規模な施設の改修や設備の導入を行う事業者の方は、**融資制度もご利用頂けます。**詳しくは裏面をご覧ください。

BCPの実効性や災害対応力の向上を行う 中小企業者の皆様へ融資制度のご案内 【災害対応力強化資金】

制度の内容

融資対象者: 次のいずれかに該当する中小企業者等

- (1) BCP策定済みのもの
- (2) BCP策定に向けた取り組み(BCP策定に向けたセミナーへの参加、リスク診断の実施など)を進めようとするもの

資金使途: 設備

(BCP等防災対策の実効性を向上するための費用に限る。
災害対応力の向上に寄与しない単純な設備更新は含まない。)

(対象経費の例)

- 建物の新築・改修
 - ・防災用建物設置、耐震補強など
- 生産設備の新規導入・移転・改修
 - ・機器の流失、落下防止
 - ・避難経路整備工事
 - ・災害時用の機器購入(浸水防止設備、発電機、無線機など)

融資限度額: 1億円

融資期間: 20年以内(据置3年以内含む)

融資利率: 10年以内・・・年1.43%

10年超・・・年1.60%

(変動金利。平成30年 月 日現在の利率。)

保証: 信用保証協会の保証が必要

保証料率: 0.23%~0.68%(9段階)

申込み窓口

最寄りの商工会議所、商工会、商工会産業支援センター、鳥取県商工会連合会、
鳥取県中小企業団体中央会

お問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課 (電話)0857-26-7453 (ファクシミリ)0857-26-8117